

豊橋市社会人サッカーリーグ規約

第1章 総 則

第1条

この連盟は、豊橋市社会人サッカーリーグと称する。

第2条

この連盟は、豊橋市サッカー協会の統括をうける。

第3条

事務局を、豊橋市サッカー協会内におく。

第2章 目 的

第4条

この連盟は、加盟チームの切磋により、豊橋のサッカー水準向上と普及振興に努め、育成年代への模範となる活動を通じ、地域への貢献を図ると共に、相互の親睦を深めることを目的とする。

第3章 事 業

第5条

前条の目的を達成する為、次の事業を実施する。

- (1) リーグ戦、トーナメント戦の開催
- (2) その他目的達成に必要な事項

第4章 組 織

第6条

この連盟は、豊橋市サッカー協会の認めたチームで組織し、1部リーグ12チーム、2部リーグ12チーム、3部リーグ11チーム、シニアリーグ13チームでの編成を原則とする。

但し、各年度における加盟チーム数により、一部編成を変更する。

シニアリーグは40歳以上で編成されるものとする。また、年齢的なものによる選手の安全に配慮したルールに基づき、それらを理解した選手から構成されるものとする。

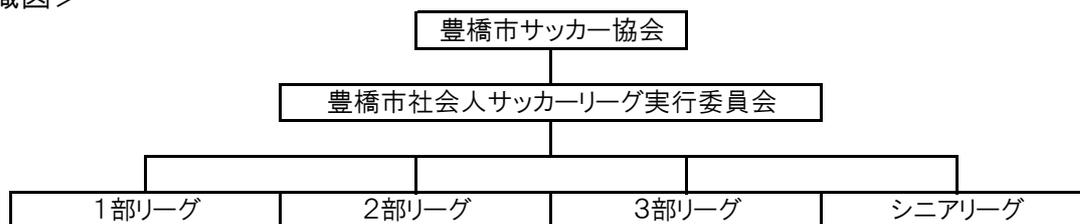
第7条

各部のリーグ(ブロックとも称する)は、別に定める入れ替え方法によって、年度毎に変更する。

第8条

この連盟は、第5条の事業を運営するにあたり、豊橋市社会人サッカーリーグ実行委員会をおく。
(以下リーグ実行委員会と省略)

<組織図>



尚、リーグ実行委員は豊橋市サッカー協会の推薦により決定する。

第5章 役員・委員会

第9条

リーグ実行委員会は、次の役員及び委員会を置き、運営に関する業務を遂行する。

(1) 実行委員会

- ① リーグ規約の改廃
- ② リーグの日程及びその他事業計画の作成
- ③ 事故、事件に対する措置と対応
- ④ 記録の整理及び保存
- ⑤ その他、運営に関する必要事項の決定及び実施

(2) 運営委員会

- ① 試合役員の実施及び記録の徹底
- ② 試合中の事故、事件の対応と報告

- ③その他
- (3)審判委員会
 - ①試合での審判実施とルールの確認及び指導徹底
 - ②警告・退場者の記録と報告
 - ③審判技術講習会への参加
 - ④その他
- (4)チーム代表者

各チームの代表者は、本規約を詳細まで把握且つ理解し、自身のチームメンバーに周知徹底させ円滑なリーグ運営と、協会事業への参画を遂行する。

- ①各会合(総会・登録会・日程会議・懇親会)への参加
- ②協会事業又は要請に対する協力

第6章 経 費

第10条

この連盟の経費は、以下のものとする。

- (1)加盟チームの会費
- (2)その他の収入

第11条

会計年度は、4月1日から3月31日迄とする。

第7章 登 録

第12条

下記の条項に基づき、新年度開始前に必要書類及び会費を納め登録する。

- (1)人数は16人以上とし、チームで役員及び審判員を選手登録と同時に登録する。
- (2)前項の第6条に定められた条文の他、豊橋市に在住・在勤・在学する社会人及び学生で構成されたチームであること。
- (3)下記の項目に該当しないこと。
 - ①当リーグ内での二重登録(シニアリーグとの二重登録は可)
 - ②都道府県リーグ以上及び大学連盟登録者
 - ③高校生以下の部活動及びクラブチームに所属、登録されている選手
 - ④16歳未満
- (4)チーム内に日本サッカー協会認定審判員(4級以上)が3名以上在籍していること。

(5)チームとして傷害等保険に加入していること。(シニアリーグ含む)

協会では準備した保険に加入の場合、当日の試合でのメンバー表に記載されている選手のみ対象となりますので記入洩れ、及び登録外選手の怪我には適応不可となるので注意のこと。

また、保険内容はコート内外での対人・対物にも適用されているものが原則となります。

(適用されていない保険で事故などが発生した場合、協会として責任を負いかねますのでご注意ください。)

- (6)実行委員会からの連絡はLINEでのやり取りとなるため登録チームはリーグのLINEグループに参加すること。

第13条

- (1)追加選手登録は、前条の項目を厳守し、登録料を添えて事務局に提出すること。
但し、追加した選手の試合への出場は、登録手続き完了後2週間以上経過していること。
- (2)1度チーム登録された選手は年度が終了するまで他チームへの移籍は認めない。

第8章 運 営

第14条

試合時間は30分—5分—30分とする。(アディショナルタイム無し・延長なし)

第15条

試合の成立は、下記の項目を満たしていることとする。

- (1)1チーム9名以上選手が揃っていること。
- (2)試合開始15分前に、メンバー表及び選手登録証を試合役員に提出してあること。
- (3)別に定めた前日棄権の処理を実施した場合には、試合を成立し得点を4-0とする。
- (4)試合当日、前項の人数を不足している場合は当日棄権とし、没収試合とする。得点は4-0とする。
また、当日棄権を犯したチームは実行委員会での決定のもと、除名扱いとし翌年度は新規チームとしての扱いとなる。
- (5)外国籍の選手が出場する場合は、日本の風習、習慣、言語を理解している責任者がいること。

第16条

選手の交代は、メンバー表に記入した中から随時行こなえるものとする。

但し、1度退場した選手の交代は認めない。また交代回数はハーフタイム時を除いた5回までとする。

第17条

試合の服装は、下記の項目を厳守していることとする。

- (1) チームで統一したユニフォーム(シャツ、パンツ、ソックス)を必ず着用し、常識ある背番号にすること。(冬季には役員判断によりアンダーウェアの着用を許可する)
- (2) 黒又は濃紺のユニフォームを着用する場合には、審判に対し黒以外の審判服を貸与する準備をしておくようにすること。
- (3) サッカーシューズ及びすね当てを必ず使用すること。
- (4) その他、試合役員の許可を得たもの。

第18条

会場準備、片付清掃

- (1) 日程会議で割り当てを決定し、個人及びその登録チームの責任として実施すること。
- (2) 試合当日の第1試合目の指定されたチームは、ウシダスポーツにて道具を受け取り、試合開始時刻30分前までにグラウンド内、役員席に準備しておくこと。
- (3) 試合当日の1試合目の両チームは試合開始30分までにグラウンド設営を終了すること。
- (4) 試合当日の最終試合の両チームは、グラウンド整備を実施すること。
- (5) 上記責任を遂行できないチームは、実行委員会にて検討し処分を決定する。

第19条

役員は、各チームで下記の役割を果たすものとする。

- (1) 試合の担当役員はチームの代表者又は運営委員登録者が日程会議での決定に従い実施する。
- (2) 担当試合の30分前に会場に到着していること。
- (3) 提出された試合のメンバー表と、選手登録証及び選手登録名簿を必ず照合し、出場停止や登録外の選手を試合に出場させないこと。
- (4) 担当試合においては、規約に基づいた全ての権限を持ち、その記録及び結果と事故・事件、その他問題等の発生事項を詳細に事務局に報告すること。

第20条

審判は、各チームで下記の役割を果たすものとする。

- (1) 審判(主審・副審)は担当試合の30分前に会場に到着していること。
また、試合前に審判内で打ち合わせを実施すること。
- (2) 主審は審判委員登録者で日本サッカー協会認定の審判員(4級以上で新規取得者又は年度毎の更新を実施し資格を有している者)にて行うこと。
- (3) チームの審判委員の登録者は、日程に基づき主審・副審を実施し、審判委員会へ協力すること。
- (4) 主審及び副審は、審判服(シャツ、パンツ、ソックス一式)を必ず着用すること。
(冬季にはアンダーウェアの着用を許可するが、ジャージ等の着用は不可とする)

第21条

警告及び退場者の処理は、下記の通りとする。

- (1) 警告を累積2回受けた選手は、次の1試合を出場停止とする。
- (2) 退場を受けた選手は、原則として次の1試合を出場停止とする。(退場となった事由に基づき、2試合以上の出場停止については、リーグ実行委員会により裁定する)
- (3) 度重なる警告及び退場を受けた選手またはその所属チームは、リーグ実行委員会にて協議しその裁定に従うものとする。

第22条

試合日程は、実行委員会にて試合予定を計画し、日程調整会議にて各チーム代表者の承認をもって決定とする。

交代できるチームがない場合は、日程の変更・延期は認めず、試合当日3日前(木曜日)までの期間は前日棄権とし、試合を成立とする。その場合、3日前までに以下の内容を実施すること。

- (1) 相手チームに連絡し承認を得ること。
- (2) 試合の役員・審判担当チームに連絡し承認を得ること。
- (3) 棄権が成立したことを事務局に報告すること。
- (4) 前日棄権をしたチームは、該当する試合の役員及び審判を実施すること。

第23条

当日棄権及び役割責任放棄チームの処理は、下記の通りとする。

- (1) 当日棄権(役員判断による没収試合含む)を犯したチームは除籍とし、次年度は新規扱いとする。
また、リーグ終了までに予定されている試合のすべてを没収するものとする。

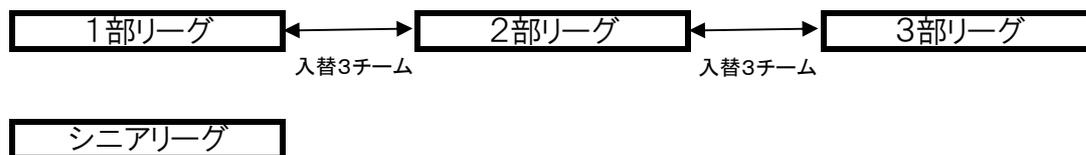
- (2)役員・審判(主審・副審)を放棄したチームも当日棄権扱いとし除籍とする。
- (3)2回以上の当日棄権を犯したチームは次年度以降の登録を認めない。
- (4)その他、問題を発生させたチームは、リーグ実行委員会にて協議し裁定する。

第24条

- ①順位の決定は、下記の順序とする。
 - (1)勝ち点 (勝ち=3点 分け=1点 負け=0点)
 - (2)得失点 (得点と失点の差)
 - (3)得点
 - (4)失点
 - (5)対戦成績
 - (6)抽選
- ②成人の部の1部リーグ1位～4位、シニアリーグ1位、2位のチームは同年度に開催される東三河社会人選手権への出場が認められる。

第25条

ブロックの入れ替えは、下記の方法とする。



第26条

シニアリーグ

本規約の第4章(組織)第6条及び第7章(登録)第12条の基準にて構成・運営していくものとする。但し、下記項目についてはシニアリーグのみに用いられるルールとする。

- (1)試合中の選手交代については、1度退場した選手でも出場できることとする。
- (2)交代回数は6回までとする。ハーフタイム時の交代は回数にカウントしない。
- (3)試合中は原則、ボールを保持している選手へのスライディングタックルは禁ずる。行った場合、ボールを保持している選手の足への接触が認められる場合は直接フリーキックが与えられ、接触していない場合は間接フリーキックとする。ペナルティエリア内の場合もそれに順ずる。足への接触が認められる場合はPKとなる。
- (4)過度なチャージングを禁ずる。その場合は直接フリーキックが与えられる。
- (5)上記の(3)、(4)に関しては全ての判断の権限は主審によるものとする。

第9章 付 則

第27条

リーグの運営にあたるその他の細則及び、本規約にない事態が生じた場合には、リーグ実行委員会にて協議し、決定する。

第28条

本規約の改廃は、リーグ実行委員会の議決により、豊橋市サッカー協会の承認を得る。

第29条

この規約は、令和5年度より適用とする。

令和5年3月26日 改訂